

平成 20 年 3 月 27 日
事務連絡

各区市町村介護保険主管課長 様

東京都福祉保健局
高齢社会対策部介護保険課長

軽度者に対する福祉用具（特殊寝台）の貸与について

日頃から、介護保険制度の円滑な運営に御協力いただきありがとうございます。

さて、軽度者（要介護 1 及び要支援 1・2 の者）に対する特殊寝台の貸与については、心身の状態からみて使用が想定しにくいことから、平成 18 年 4 月、認定基本調査結果で「日常的に起きあがりができない」又は「日常的に寝返りができない」と判断された者を除き介護保険給付の対象外とされました。

その後、厚生労働省における専門家による臨床的分析・検討の結果、平成 19 年 4 月、基本的な枠組みは変えずに一部運用が見直され、一定の要件を満たし疾病その他の原因により福祉用具が必要な状態に該当すると判断された場合には例外給付が認められることとなりました。

これらの制度見直しは、「真に必要とする者」に対して適切な福祉用具貸与サービスが提供されることを目的としたものです。そこで、制度見直しを踏まえた軽度者に対する特殊寝台の貸与状況の変化を把握するため、一部の保険者に御協力いただき調査を実施したところですが（別紙②参照）、保険者から提出された「サービス担当者会議の要点」、「サービス担当者に対する照会（依頼）内容」及び「主治医意見書」等を確認したところ、厚生労働省通知（平成 12 年老企第 36 号及び平成 18 年老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号）に定める状態に該当するとの判断に適切さを欠く事例が少なからずありました。

各保険者におかれましては、軽度者に対する特殊寝台貸与の判断が適切かどうか再確認していただくとともに、ケアマネジメントの適切化の観点から、居宅介護支援事業所、主治医及び利用者等に対しても制度の趣旨を周知徹底していただくよう、お願ひいたします。

（担当）

介護保険課 赤星・石手
電話 03（5320）4595

医師の医学的所見に基づき例外給付を認める際の理由等における不適切と思われる事例

(一部保険者に実施した調査の回答による)

●「ベッド」の必要性と「特殊寝台」の必要性を混同している事例

- ・ 布団(床)からの起き上がりが困難
- ・ 手すり等掴るものがないと起き上がり、寝返りが困難
- ・ 視力障害があり、布団の上げ下しが困難

●転倒防止、苦痛軽減等の予防的理由となっている事例

- ・ 廃用症状になるのを防止するため
- ・ 一人暮らしの自立支援に必要
- ・ ダニによる被害を避けるため

※この理由による給付がほとんどの保険者もあれば、転倒による骨折の危険性、関節痛・腰痛等の悪化を③の類型に入れて給付対象としている保険者もあり。

●その他の事例

- ・ 保険者の定めた様式に医師がチェックをつけているのみで、具体的な記載がない
- ・ 医師の意見書又は診断書に病名しか記載されおらず、サービス担当者会議の要点等にも明確(具体的)な理由の記載がない
- ・ 一般施策からの変更や自費購入から保険給付に変更していると思われる事例